

運輸安全マネジメント情報公開

本情報公開は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、実施するものです。
(対象事業者の区分:事業用貨物自動車 300 両未満)

1. 安全管理方針

私たち丸運は、物流事業の社会的使命を深く認識し、事業活動における安全確保が事業経営の根幹であり、社会的責任であることを全従業員が正しく理解し、安全の向上に真摯に取り組み推進する。

経営トップは、現場からトップまでが一体となり、事業活動における安全の確保と安全性の向上を図るべく、積極的に主導する。

- (1) 安全マネジメントシステムを着実に実施し、維持するとともに継続的な改善を推進し、事故・災害防止に努める。
- (2) 法規、条例、協定及び同意するその他の要求事項を遵守する。
- (3) 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。
- (4) この安全管理方針を達成するために、安全管理規程、管理目標を設定し、全従業員及び関係先に周知し、理解と協力のもと、安全意識の向上を図る。

2. 輸送の安全に関する安全目標及び達成状況（2016年度）

交通事故の撲滅（ゼロ）を目指し、貨物運送事業及び貨物運送事業に付帯する全ての業務において、自動車事故報告規則第2条に定める交通事故は、「ゼロ」でした。

3. 安全管理重点項目

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

4. その他

2016年度において、輸送の安全に係る行政処分は発生していません。